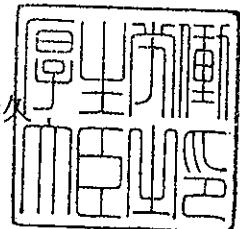




厚生労働省発開 0731 第2号
平成29年7月31日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恒太郎



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱
- 2 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 技能検定職種の追加

一 技能検定に係る検定職種のうち、接客販売及びフィットネスクラブ・マネジメントについて追加すること。（別表第十一の三の三、別表第十一の三の四関係）

二 技能検定の職種ごとの等級の規定について、接客販売及びフィットネスクラブ・マネジメントの等級として一級、二級及び三級を定めること。（別表第十一の四関係）

三 技能検定の職種ごとの実技試験の実施方法の規定について、接客販売及びフィットネスクラブ・マネジメントの実技試験の実施方法として判断等試験、計画立案等作業試験及び実地試験を定めること。（別表第十一の四の二関係）

第二 施行期日（附則関係）

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する

省令案要綱

第一 指定試験機関の指定

一 指定試験機関の指定の規定について、検定職種として接客販売及びファイットネスクラブ・マネジメントの項を追加し、接客販売職種の技能検定試験の実施に関する業務を行う者として日本百貨店協会を定め、ファイットネスクラブ・マネジメント職種の技能検定試験の実施に関する業務を行う者として一般社団法人日本ファイットネス産業協会を定めること。

第二 施行期日（附則関係）

一 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。